

健康保険証は令和7年12月2日より使用できません

マイナ
保険証
始まっています！

医療機関等の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証・・・マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの



メリット 1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）



メリット 2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。



手続きは簡単！ マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はココでできます

スマホで簡単！

マイナポータル

受診時に簡単にできます！

医療機関窓口のカードリーダー

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ！

セブン銀行ATM

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの？ 今すぐできる！ 簡単申込み編】



ITS健保マイナ保険証問い合わせ専用ダイヤル Tel.03-5925-5350
※月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

マイナ保険証および資格確認書をお持ちでない方は、
資格確認書【web交付】を利用頂けます。
裏面をご確認ください。



資格確認書を専用webサイトで交付します

- 現在お持ちの健康保険証は、令和7年12月2日以降、使用することができません。
- マイナ保険証をお持ちでない方は、受診する際に資格確認書が必要です。
- ITS健保では、事務担当者様の負担軽減のため、**令和7年11月初旬に以下の対象者の資格確認書をweb交付専用サイトで電磁的に交付します【web交付】。**

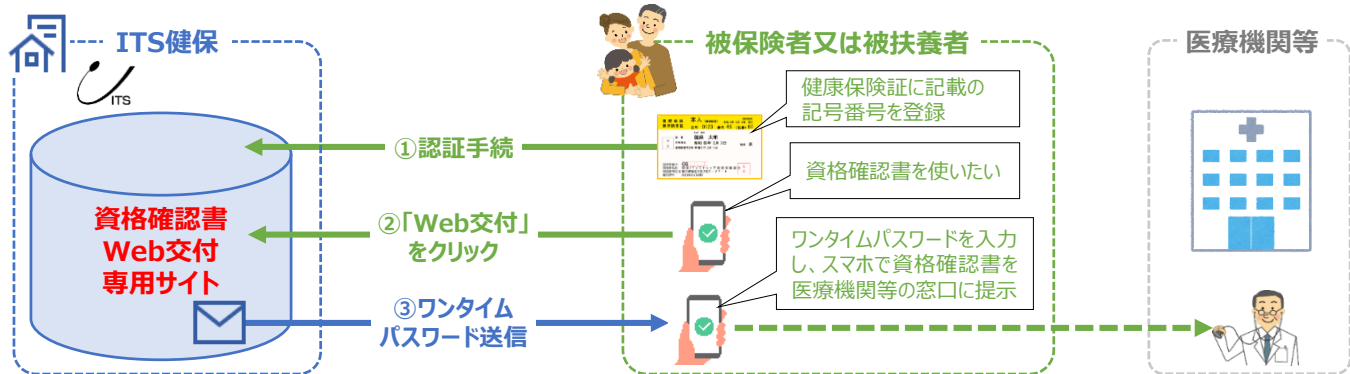
1.対象者

令和7年10月31日時点でマイナ保険証を利用することができない者（※）であってかつ資格確認書を保有していない被保険者又は被扶養者

※ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者、マイナンバーカードの返納者等

2.手続/利用方法

- ① ITS健保HP【<https://www.its-kenpo.or.jp>】から専用サイトにアクセスし、記号番号/メールアドレス（スマートフォンで受信できるもの）等で認証手続を行います。
- ② 専用サイトにアクセスし、「Web交付」をクリックします。
- ③ 専用サイトから送信されるワンタイムパスワードを入力すると、資格確認書がスマートフォンに表示されます。資格確認書を医療機関等の窓口で提示して受診してください。



※ 専用サイトのURL、詳細な手続方法等は11月初旬にホームページ等でご案内する予定です。

※ スマホ表示の資格確認書は、医療機関のカードリーダーで読み取ることはできませんので、医療機関等の窓口で提示してください。

資格確認書では、マイナ保険証のメリット（前ページ1&2）を利用することはできません。より良い医療を受けるため、マイナ保険証の利用登録をお願いします。

3.事業主様へ（任意継続被保険者は除く）

web交付において、事業主様の特段のお手続きは不要ですが、当該資料を確認しましたら、速やかに被保険者又は被扶養者様に周知展開をお願いします（当該資料のPDFは、下記HPからもダウンロード可能です）。

資格確認書【web交付】に関するお問合せ先等

ITS健保HPの専用ページ ⇒ 右記二次元バーコードからアクセスできます

<https://www.its-kenpo.or.jp/hoken/situation/webkakuninsho.html>

お問合せ先

資格確認書【web交付】問い合わせ専用ダイヤル **TEL 03-5925-5350**

※月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

